

## 淀川ベビー保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人育優会
所 在 地	大阪市淀川区田川1丁目4番18号
電 話 番 号	06-6300-1129
代表者氏名	理事長 伊東悦子

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	淀川ベビー保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区田川1丁目4番18号
連 絡 先	電話番号 06-6300-1129 FAX 06-6300-0460
管 理 者	園長 伊東雅彦
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 29人 1歳児 31人 2歳児 32人 3歳児 33人 4歳児 33人 5歳児 33人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 66人 満1歳以上満3歳未満の児童 49人 満1歳未満の児童 18人
開 設 年 月 日	昭和52年7月1日
事 業 所 番 号	2710051003293

### 3 施設の目的・運営方針

淀川ベビー保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 本園施設

敷地		131.3 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延べ面積	252.4 m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭、屋上 99.3 m <sup>2</sup>

##### 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児
保育室	2室	1歳児、2歳児
調理室	1室	
医務室	1室	
事務室	1室	

##### (2) 東三国分園

敷地		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建のうち3・4階
	延べ面積	260 m <sup>2</sup>
園庭		東三国東公園 660 m <sup>2</sup>

##### 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	3室	0・1・2歳児
調理室	1室	
遊戯室	1室	

##### (3) 第2東三国分園

敷地		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建のうち2階
	延べ面積	130 m <sup>2</sup>
園庭		東三国東公園 660 m <sup>2</sup>

##### 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	3室	3・4・5歳児

##### (4) 塚本分園

敷地		135.1 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	182.33 m <sup>2</sup>

##### 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	2室	3・4・5歳児
調理室	1室	
事務室	1室	

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供：下記8に記載する時間において、保育を提供します。

#### 6 職員の職種、員数及び職務の内容 4月1日現在

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、右記の職種の職員を配置しています。

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長の補佐、保育士の統括	1	1		
保育士		33	26	7	
保育補助		5		5	
調理員		7	5	2	

#### 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。保護者の同意を得て、休園する場合があります。

#### 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時まで

の範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法 : 自園調理

(2) 食事の提供を行う日 : 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。※献立表は毎月別途お知らせします。

クラス	午前間食	昼食	午後間食	クラス	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	3歳児	なし	12時頃	15時頃
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	4歳児	なし	12時頃	15時頃
2歳児	10時頃	11時頃	15時頃	5歳児	なし	12時頃	15時頃

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況 ※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	7	5	2	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

### 1.3 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1.4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	井上クリニック	吉村内科
医院長名又は医師名	井上康則	吉村憲治
所在地	十三元今里 1-7-22	東三国 2-38-3
電話番号	06-6308-7424	06-6396-0388

#### (2) 歯科

医療機関の名称	どい歯科クリニック	中田歯科
医院長名又は医師名	土井 大輔	中田利明
所在地	北区中津 1-14-10	宮原 5-4-18
電話番号	06-6374-0648	06-6391-6480

### 1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 無</li> <li>・スプリンクラー 無</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

### 1.7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 1.8 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 伊東悦子</li> <li>・ご利用時間 8:30～ 18:30</li> <li>・電話番号 06-6300-1129 06-6395-0340</li> <li>F A X 06-6300-0460</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	保育園連盟
	電話番号 06-6761-1171 会長 近藤

### 1.9 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	こども総合保険
保険の内容	傷害、個人賠償、保育補償

## 20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	19人	10人	10人
1歳児	30人	24人	26人
2歳児	26人	29人	29人
3歳児	26人	28人	29人
4歳児	27人	25人	28人
5歳児	23人	28人	24人
合計	151人	144人	146人

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年受審	良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	次年度の保育に活かします

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 別表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	徴収方法
写真代	希望者のみ（インターネット販売）	1枚 約42円	インターネットよりお選び頂けます
登園降園 ICカード	希望者のみ（追加購入）	1枚 500円	保育園にて現金
DVD代 (行事)	希望者のみ	1枚 100円	保育園にて現金
給食費	3歳、4歳、5歳	主食費 1100円 副食費 4500円	口座振替
通園カバン	※それぞれの対象の時期に当園から無償で支給します。予備や紛失による理由で追加が欲しい場合は、ご購入して頂きますようお願いいたします。	1個 3000円	保育園にて現金
帽子		1個 1000円	
体操服 シャツ		1着 1000円	
体操服 ズボン		1着 1000円	
ICカードケース		1個 1000円	

### 2 時間外保育に係る利用者負担

#### 延長保育料

保育標準時間における延長保育料 月額 2900円

日額 300円（1時間）

保育短時間における延長保育料 1時間 300円 2時間 600円